

全員協議会を開催

「過年度災害復旧工事等に係る未払金について」

本年度になって、産業経済部内の3課において、過年度の災害復旧工事等について工事を発注したにもかかわらず、業者と契約書を交わさず、かつ、工事代金等が未払いとなっている事案が多数あることが判明しました。そのことについて、全員協議会で執行部から報告があり、また、産業経済委員会は所管事務調査を実施しました。さらに9月4日の本会議において、「過年度災害復旧工事等に係る未払金調査特別委員会」を設置して本事案の調査を行うこととなりました。

全員協議会での執行部からの報告

8月21日に全員協議会が開かれ、執行部から過年度災害復旧工事等に係る未払金について報告があった。

事案が発覚したのは、本年6月7日、ある業者から未払い金があるのではないかという問い合わせがあり、副市長をトップとして調査を行った結果、205件の未払金があることが判明した。

▼事案の全容

農林課、建設課において、平成24年度から平成28年度の5年間で、過年度土木災害復旧事業等、市の単独工事が204件、業者への未払額は9637万円1910円。上下水道課では、平成28年度上水道耐震化工事における増額分1件、618万6240円。全体で205件、1億255万8150円の未払いがあり、関係業者数は19社であった。

▼発生原因

農林課、建設課では、災害時に係長及び担当者が現場の状況を確認し、業者に復旧を口頭で指示していた。

その後、本来行わなければならない起案や契約の締結など必要な手続きを怠っていた。

また、業者から見積書、工事写真等の提出がされ、早急に対応するつもりであったものの、繁忙などにより書類ができていなかった。

上下水道課については、工事施工の変更があったにも関わらず、それに伴う事業費の把握が十分できておらず、かつ事務処理も遅れた。結果として、予算が不足し未払いが発生した。

また、各課内において情報共有ができておらず、上司及び所属長への報告、相談が十分行われていなかった。職員を管理監督する立場にある管理職が、日頃から職員や現場の状況を十分に把握できていなかったため、組織としてのチェック体制が機能していなかった。

不正や背任行為の有無については、担当者からの聞き取りや業者との確認作業を行った結果、利益供与や市に損害は生じておらず、執行部としては不正や背任行為はないと判断しているとの説明があった。

▼今後の対応

市としては業者への支払いを第一に行うべきと考え、対象事業と未払金額の確定作業を優先的かつ慎重に取り組んでいる。

すでに業者とも事実確認を済ませており、設計書を作成し監理課で審査の後、基本的に通常の工事執行規則に準じて事務処理を行う。

また、関係する職員の聞き取り調査を行い、原因等を詳細に検証、厳正な処分を行うとともに、再発防止のために事務マニユアル等の整備や見直し、職員研修などによるコンプライアンスの強化など再発防止策を図る。

議員からの質疑と答弁

執行部からの報告に対して、議員から質疑や提案が行われました。主なものを紹介します。

質問 「不適切な事務処理」との説明があったが、そもそも違法行為ではないのか。未払金支払いのため補正予算を提案したいとあったが、事案の解明と対策を打ち出し、その後支払いはどうするかを議論すべきではないか。

答弁 今回の事案は法に抵触する部分もあるが、相手方があることなので、支払いを優先すべきと考え、手続きを進めてきた。法的な面については今後調査、検証を進めていきたい。

質問 業界と癒着していたのではないのか。係長や担当者だけでなく上司も責任があるのではないのか。

答弁 現場対応をする職員は限られているので、業者とのつきあいや人間関係は深まる。緊急時でも的確迅速な対応ができるなど、良い意味での信頼関係はできている。

日頃のつきあい方に関しては市民から誤解を招かないように職員に徹底している。関係する職員については聞き取り調査をしており、今回のことは業者との癒着には当たらないと考えている。

質問 事務処理を怠っていたため契約の履行ができておらず、市に損害が発生して、1億円以上の穴をあけてしまったということではないのか。職員及び上司の損害賠償責任についてはどう考えているのか。

答弁 事務的な手続きを怠っており不適切であったが、工事内容については現地確認、業者見積、担当課での設計を経て、工事予定金額について監理課で厳正な審査を行い、出来高との間に間違いはないとの確認をした。実際の工事金額と、今回積算した金額に差異はなく市に損害は発生していない。

従って損害賠償責任はない。しかし、市及び公務員に対する信用失墜については対処していかなければならないと考えている。

質問 本件のような事案は報告のあった205件が全てで他にはないのか。それ以前にもあったのではないのか。

答弁 災害などの緊急時に業者に口頭指示をすることはやむを得ないことであるが、遅滞なく年度内に処理されてきていた。今回、担当課に対しては年次を切らずに未払金について報告を求め、また、市内の土木一式工事の全登録業者にも確認したところ、平成24年度分からであることが判明した。職員の聞き取り調査を進める中でさらに調査が必要となることもあると思うが今回のことについてはこれで確定であると考えている。

質問 業者にご迷惑をかけているので支払いをしなければならぬとしても、詳細な情報が無ければ、議案に対して議会としての判断ができない。

答弁 担当者だけでなく上司の関わりはどうか、対処についてもより具体的に考えなければならぬので、様々なご意見を伺いたい。情報を隠すつもりはないので早急にお示ししたい。